

定 款

(令和 2 年 6 月 26 日改正)

中部日本放送株式会社

定 款 改 正 日

昭和25年12月15日 制定
昭和26年11月10日 改正
昭和28年 5 月20日 改正
昭和30年11月25日 改正
昭和32年11月25日 改正
昭和34年11月21日 改正
昭和42年 5 月25日 改正
昭和50年 5 月27日 改正
昭和56年 6 月24日 改正
昭和57年 6 月24日 改正
昭和62年 6 月26日 改正
平成元年 6 月29日 改正
平成 2 年 6 月28日 改正
平成 4 年 6 月26日 改正
平成 6 年 6 月29日 改正
平成 8 年 6 月27日 改正
平成13年 6 月28日 改正
平成14年 6 月27日 改正
平成15年 6 月27日 改正
平成16年 6 月29日 改正
平成17年 6 月29日 改正
平成18年 6 月29日 改正
平成21年 6 月26日 改正
平成23年 6 月23日 改正
平成25年 6 月27日 改正
平成26年 4 月 1 日 改正
令和 2 年 6 月26日 改正

目 次

第1章	総 則	1
第2章	株 式	2
第3章	株主総会	3
第4章	取締役および取締役会	4
第5章	監査役および監査役会	6
第6章	会計監査人	7
第7章	計 算	7

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、中部日本放送株式会社と称する。

英文では、CHUBU-NIPPON BROADCASTING CO., LTD. と表示し、C B C と略称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、認定放送持株会社として、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 放送法による放送事業
- (2) 放送番組の企画、製作および販売
- (3) 音楽、美術、映画、演劇、芸能、科学、スポーツ等各催物の企画、製作、販売および興行
- (4) オーディオ、ビデオ等のソフトウェアの企画、製作、複製および販売
- (5) 放送・通信を利用した情報提供サービス
- (6) 放送・通信に関する顧客の開拓・そのデータの管理および市場調査の情報分析
- (7) 印刷、出版物の企画、製作および販売
- (8) 著作権・著作隣接権等の無体財産権の取得、譲渡、使用許諾ならびに管理業務
- (9) 日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭電気製品、時計、家具、玩具、文房具、事務機器、録音・録画テープおよびディスク、食料品、飲料水の販売
- (10) 電気通信事業法による電気通信事業
- (11) ニュースメディア関連機器、映像媒体、医療機器の研究、設計、製造および販売
- (12) コンピュータに関するソフトウェアの開発、販売および情報処理業務
- (13) ゴルフ場、劇場、駐車場、スポーツ施設、飲食店の経営
- (14) 放送・通信機器およびその関連する動産のリース業
- (15) 不動産の所有、賃貸、売買および管理
- (16) 土木建築工事の請負
- (17) 広告代理業、損害保険代理業および生命保険の募集業
- (18) 一般乗用旅客自動車運送事業ならびに自動車・自動車部品の修理および販売
- (19) 労働者派遣事業
- (20) 外国芸能人および音楽家の招聘ならびにマネージメント
- (21) 旅行業ならびにプレイガイド業
- (22) 発電、電気の供給および販売
- (23) 住宅展示場の企画、運営
- (24) 建築の設計、施工および監理
- (25) 第 2 号ないし前号に掲げる事業の請負、受託およびコンサルタント業務
- (26) 前各号に関連付帯する一切の業務

2. 当社は、前項各号の事業およびこれらに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(所在地)

第 3 条 当社は、本店を名古屋市におく。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、名古屋市で発行される中日新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（外国人等の株主名簿への記録の制限）

第 10 条 当社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という。）のうち第 1 号から第 3 号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第 4 号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が当社の議決権の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記録することを拒むものとする。

- （1）日本の国籍を有しない人
- （2）外国政府またはその代表者
- （3）外国の法人または団体
- （4）前 3 号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体

（株主名簿管理人）

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

（招 集）

第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（招 集 地）

第 15 条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

（招集権者および議長）

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

（員 数）

第 20 条 当会社の取締役は、20名以内とする。

（選任方法）

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議により業務を執行する。ただし、日常の業務は専行する。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長およびその他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会)

第 26 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

2. 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(報 酬 等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 39 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬 等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月30日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。